

川場村移住支援金支給要綱

令和元年6月28日

告示第24号

川場村移住支援金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、東京圏から本村への移住者に移住支援金を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から本村への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

(支給要件及び移住支援金の額)

第2条 村長は、第1号から第4号の要件を全て満たす転入者に対し、予算の範囲内において、第5号の要件を満たす場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円の移住支援金を支給する。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき30万円を加算する。なお、移住支援金の支給については、転入日に発効していた川場村移住支援金支給要綱に定める要件及び額による。

(1) 移住元に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本村に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10パーセント以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 本村に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた

こと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

ウ 本村に住民票を移す直前の10年間のうち、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関）へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として、上記ア、イの対象期間とすることができる。

(2) 移住に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本村に、群馬県に対して地域未来交付金の交付決定が行われ、群馬県における移住支援事業の詳細が公表された後に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、転入の日の翌日から起算して1年以内であること。

ウ 本村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) 地域の担い手としての役割に関して、次に掲げるアからオのいずれかに該当すること。

ア 就職（一般の場合）に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務先が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、群馬県移住・就業マッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて上記（イ）の求人を行った法人に就業していること。

(エ) 上記（イ）の求人への応募日が、群馬県移住・就業マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 就職（専門人材の場合）に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。
 - (イ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ウ テレワークに関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない。）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
 - (ウ) 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- エ 関係人口に関して、申請日の属する年を含む直近3年間に本村へのふるさと納税の寄附実績があり、申請日の属する年度の初日において45歳未満のうち、次に掲げる地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。
- (ア) 農林水産業に就業すること。
 - (イ) 家業等へ就業すること。

(ウ) 群馬県内にある企業及び団体に就業すること。

オ 移住支援金の支給を受けようとする者が起業する場合は、地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））、及びその前歴事業を活用して群馬県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(4) その他に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 申請者は（次号に示す世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員と移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、群馬県及び本村が認める場合を除く。

エ その他群馬県及び本村が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(5) 2人以上の世帯向けの金額を申請する場合には、当該世帯に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれも、群馬県に対して地域未来交付金の交付決定が行われ、群馬県における移住支援事業の詳細が公表された後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入の日の翌日から起算して1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。

(申請)

第3条 前条の規定に基づいて申請しようとする者は、転入の日の翌日から起算して1年以内（前条第3号のア又は同号イの要件を満たす者については、申請時に就業していること。）に次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 全員が提出必須の書類

ア 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

イ 移住支援金支給申請書（別記様式第1号）

ウ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。世帯向けの金額を申請する場合にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

エ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類として東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類として履歴事項全部証明書、開業届の写し、納税証明書等（移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類）

(4) 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

ア 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

イ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期

間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類)

(5) 就職に関する要件での申請者のみ提出が必要な書類(前条第3号のア又は同号イの該当者)として就業先企業等の就業証明書(雇用形態、応募日等を確認できる書類)(別記様式第2号又は別記様式第3号)

(6) テレワークに関する要件での申請者のみ提出が必要な書類(前条第3号のウの該当者)

ア 所属先企業等の就業証明書テレワーク(自己の意思等を確認できる書類)(別記様式第4号)

イ 業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)(個人事業主の場合に限る。)

ウ 開業届の写し又は確定申告書の写し(個人事業主の場合に限る。)

エ 申請前3月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)(個人事業主の場合に限る。)

(7) 関係人口に関する要件での申請者のみ提出が必要な書類(前条第3号のエの該当者)として移住支援金の関係人口要件に係る認定申請書(別記様式第5号)

(8) 起業に関する要件での申請者のみ提出が必要な書類(前条第3号のオの該当者)として起業支援事業の交付決定通知書

(支給決定及び支給方法)

第4条 村長は、前条の申請が第2条第1号から第4号(2人以上の世帯向けの申請を受ける場合にあっては、第5号要件も含む。)の要件を満たしていると認めるときは、移住支援金支給決定通知書(別記様式第6号)を交付し、速やかに、移住支援金の全額を一括で支給するものとする。

(支援金の返還)

第5条 村長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得

ない事情があるものとして、知事と協議の上、村長が認めた場合には、この限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に本村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（第2条第3号のア又は同号イの要件を満たすことにより移住支援金を受給した場合に限る。）

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本村から転出した場合

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月26日から適用する。